

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

令和2年3月25日

水曜日

号外(1)

## 目次

### 規則

○富山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

1

## 規 則

富山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第17号

富山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

富山県営住宅条例施行規則（昭和35年富山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改め、同条第2項中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改め、同条第3項中「第12条第4項」を「第12条第5項」に、「届け出」を「届出」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（条例第11条第1項第1号の規則で定める者）

**第7条** 条例第11条第1項第1号の知事が特別の事情があると認める入居決定者であつて規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 相当な努力を払つても条例第11条第1項第1号の連帯保証人の連署する請書を提出できない者であつて、家賃債務保証業者（賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務（以下この号において「家賃債務」という。）を保証することを業として行う者をいう。以下この号において同じ。）のうち、知事が適当と認める者と家賃債務保証委託契約（家賃債務保証業者が賃借人の家賃債務を保証することを当該賃借人が委託することを内容とする契

約をいう。次号において同じ。)を締結した者

- (2) 家賃債務保証委託契約を締結することが困難であると知事が認める者  
(条例第12条第2項の規則で定める極度額)

**第8条** 条例第12条第2項の規則で定める極度額は、入居の申込みをした県営住宅の入居時(条例第12条第3項又は第14条第1項の規定により承認を受けようとする場合にあつては、当該申請時)における近傍同種の住宅の家賃の額の12月分に相当する金額に15万円を加えた金額とする。

第2号様式中

「敷金(家賃の3箇月分)  円」を  
 「敷金(家賃の3箇月分)  円」に、  
 極度額  円(内訳) 近傍同種の住宅の家賃  円の12箇月分+15万円」

【添付書類】

- 1 入居決定者及び連帯保証人の印鑑証明書(発行後3月以内のもの) 各1通
- 2 連帯保証人の所得証明書(市町村長発行のもの) 1通

【備考】

本書裏面に富山県営住宅条例(抜すい)を掲載してあります。

を

「備考

- 1 請書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 入居決定者の印鑑証明書(発行後3月以内のもの)
  - (2) 連帯保証人の印鑑証明書(発行後3月以内のもの)及び市町村長発行の前年の所得証明書(前年の所得証明書がとれない期間にあつては、前々年の所得証明書)(家賃債務保証業者のうち知事が適当と認める者と家賃債務保証委託契約を締結した者にあつては、当該契約書の写し)
  - (3) 明渡しの際に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととしている量の表替え並びに障子及びふすまの張替えに要する費用を入居決定者が負担することの同意書
- 2 本書裏面に富山県営住宅条例(抜料)を掲載してある。

に改める。

第14号様式中「(第7条関係)」を「(第9条関係)」に、「下さる」を「くださる」に、「あわせて連署のうえ」を「併せて連署の上」に、

新連帯保証人	現住所	市 郡 町 村 番地
	氏名	Ⓜ (入居者との関係) 年 月 日生
	職業・収入	
	勤務先	(所在地) (名称)

を

新 連 帯 保 証 人	現 住 所	市 郡 町 村 番地
	氏 名	⑨ (入居者との関係 ) 年 月 日生
	職 業・収 入	
	勤 務 先	(所在地) (名称)
	極 度 額	円 (内訳) 近傍同種の住宅の家賃 円の12箇月分+15万円

に改め、同様式の注の2中「所得を証明する書類」を「市町村長発行の前年の所得証明書（前年の所得証明書がとれない期間にあつては、前々年の所得証明書）」に改め、同様式の注の3を同様式の注の5とし、同様式の注の2の次に次のように加える。

3 家賃債務保証業者のうち知事が適当と認める者と家賃債務保証委託契約を締結した者にあつては、1及び2の書類に代えて当該契約書の写しを添付するものとし、連帯保証人の連署を要しない。

4 「新連帯保証人」の欄の極度額は、申請時における近傍同種の住宅の家賃の額を適用した金額を記載すること。

第15号様式中「（第7条関係）」を「（第9条関係）」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の富山県営住宅条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（建築住宅課）

